

# 平川市談合情報対応マニュアル

平成18年 4月 3日施行  
平成22年5月10日一部改正  
令和2年 4月 1日改正

## 第1 一般原則

### 1 情報の確認

- (1) 入札に付そうとする建設工事等について、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合は、別紙1「談合情報の聴取事項」を参考として、可能な限り当該情報の提供者の身元・氏名等を確認のうえ内容を聴取し、「談合情報報告書」（第1号様式）により、速やかに第4の公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ報告するものとする。
- (2) 情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障がない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。
- (3) 新聞の報道等により談合情報を把握した場合も同様とする。

### 2 委員会への報告

委員会の事務局は、1により入札談合に係る報告を受けた場合は、委員会の委員長に報告するものとする。

### 3 委員会の召集及び審議

委員長は、2により報告を受けた場合、委員会を招集し、当該談合情報の信憑性、第2以下の手続によることの適否、並びに事情聴取等の調査結果の分析及びこれに基づく入札の中止等の対応について審議し、決定するものとする。審議及び決定においては、以下の項目に留意するものとする。

- (1) 談合情報の内容が対象の入札を特定し、次のいずれかに該当する場合は、原則として事情聴取その他必要な調査を行うこと。
  - ① 情報提供者の氏名・連絡先が明らかな情報（情報提供者が報道機関の場合は、情報源が匿名の者による情報提供であるときを除く。）
  - ② 談合が行われた日時、場所及びその具体的な方法が明らかな情報
  - ③ 談合に関与した業者（団体）名又は人物名が特定されている情報
  - ④ 談合に参加した当事者以外は知り得ないと認められる情報又は具体的物証（詳細なメモ、テープ、写真等）がある情報
- (2) 談合情報の内容が対象の入札を特定し、入札結果が次のいずれかの内

容と合致する場合は、原則として事情聴取その他必要な調査を行うこと。

- ① 落札予定業者名を指摘している情報
- ② 落札予定金額を指摘している情報

#### 4 公正取引委員会への通報及び警察への情報提供

委員会の委員長は、委員会の審議を踏まえて、第2以下の手続によることとした談合情報については、手続きの各段階において「談合情報に関連する資料の送付について」（第2号様式）により、逐次公正取引委員会へ通報するものとする。

また、公正取引委員会へ通報する談合情報については、原則として警察に対しても同様の情報提供を行うものとする。

#### 5 情報に係る対応

談合情報があった場合の対応は、原則管財課長が対応するものとする。

また、報道機関から発注者としての対応を求められた場合も同様とする。

## 第2 具体的な対応

談合情報があった場合は、原則として次に従い対応するものとする。なお、詳細な手順等は第3に従い行うこととする。

### 1 入札又は開札執行前に談合情報を把握した場合

#### (1) 委員会への報告

入札又は開札執行前に談合情報を入手したときは、直ちに第1の1により委員会の事務局に報告するものとする。

委員会の事務局は、速やかに談合情報の内容を整理し、委員長に報告するものとする。

#### (2) 委員会の召集及び審議

① 委員長は、委員会を招集し、当該談合情報の信憑性及び調査の必要性等を審議することとする。

② 審議の結果、当該談合情報に信憑性があり、調査を実施するに値すると判断した場合は、事情聴取その他必要な調査を行うとともに、当該談合情報に係る「談合情報報告書」（第1号様式）により公正取引委員会へ通報することとする。

#### (3) 事情聴取

① 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこととする。

- ② 事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。
  - ③ 事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日に行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期したうえで行うものとする。
  - ④ 聴取結果については、事務局が事情聴取書（第3号様式）を作成し、必要に応じて当該書面の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。
- (4) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応
- ① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、平川市財務規則（以下、「財務規則」とする。）第164条の規定により入札を中止し、又は延期するものとする。
  - ② 入札を中止し又は延期した場合は、公正取引委員会へその旨を速やかに報告するものとする。
- (5) 談合の事実があったと認められない場合の対応
- ① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合は、全ての入札参加者から誓約書（第4号様式）を提出させるとともに、「入札執行に係る注意事項」（別紙2）を読み上げ、入札執行後に談合の事実が認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を執行するものとする。
  - ② 建設工事の入札においては、入札の前に、入札参加者全員に対し工事費内訳書を提出させ、当該建設工事の積算内容を把握している職員（以下「積算担当者等」という。）の立会いを求め、工事費内訳書を入念にチェックさせるものとする。
  - ③ 積算担当者等のチェックにおいて、談合の事実があったと認められる場合には、(4)．①により対応するものとする。
  - ④ 入札の結果が第1．3．(2)の情報に該当した場合は、落札の決定を保留のうえ、委員会での審議の後、落札者の決定を入札参加者全員に通知するものとする。
  - ⑤ 入札執行後、必要に応じて、誓約書、入札一覧表等の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。
- (6) 一般競争入札の場合の留意点
- 一般競争入札においては、入札参加者又は入札参加資格があると認められた者（以下「入札参加者等」という）を公表しておらず、また、入札参加者等であっても実際に入札するか否かは明らかでないため、次のとおり対応するものとする。
- ① 予定価格を事後公表とする建設工事においては、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象として、(3)以下に

従い対応するものとする。

- ② 予定価格を事前公表とする建設工事及び建設関連業務においては、開札日において立会いのために入札会場に集まった者を対象として、(3)以下に従い対応するものとする。なお、事後審査型一般競争入札においては、(5)・④の「落札の決定」を「落札候補の決定」に、「落札者の決定」を「落札候補者の決定」に読み替えるものとし、落札候補者の決定は、落札候補者及び立会いのために入札会場に集まった者に通知するものとする。

## 2 開札執行後に談合情報を把握した場合

開札執行後に談合情報を入手したときは、開札執行後において入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額を既に公表していることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを第1の3により委員会において判断するものとする。

### (1) 契約締結以前の場合

#### ① 委員会への報告

談合情報を入手したときは、直ちに第1の1により委員会の事務局へ報告するものとする。

委員会の事務局は、速やかに談合情報の内容を整理し、委員長に報告するものとする。

#### ② 委員会の召集及び審議

委員長は、委員会を招集し、当該談合情報の信憑性及び調査の必要性等を審議することとする。審議の結果、当該談合情報に信憑性があり、調査を実施するに値すると判断した場合は、事情聴取その他必要な調査を行うとともに、当該談合情報に係る「談合情報報告書」(第1号様式)を公正取引委員会へ通報することとする。

#### ③ 事情聴取

入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行うこととする。事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。聴取結果については、事務局が事情聴取書(第3号様式)を作成するものとし、必要に応じて当該書面の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。

#### ④ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、平川市財務規則第163条の規定により、入札を無効とするものとし、公正取引委員会へその旨を速やかに報告するものとする。

#### ⑤ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合は、全ての入札参加者から誓約書（第4号様式）を提出させたうえ、落札者と契約を締結するものとする。

契約締結後、必要に応じて、公正取引委員会へその旨を誓約書の写しを添付のうえ報告するものとする。

#### (2) 契約締結後の場合

原則として、(1)の場合に準じた対応とするが、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、第1の3により、着工工事等の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。また、契約を解除した場合は、公正取引委員会へその旨を報告するものとする。

#### (3) 事後審査型一般競争入札の場合の留意点

事後審査型一般競争入札において、入札執行から落札者及び落札金額の決定及び公表までに談合情報を入手した場合は、原則として(1)の場合に準じた対応とする。

### 第3 個別手続の手順等

第1に定める公正取引委員会への通報、第2に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

#### 1 公正取引委員会への通報

- (1) 公正取引委員会への通報は、市長名において、委員会の事務局が行うものとする。
- (2) 公正取引委員会への通報の窓口は、公正取引委員会事務総局東北事務所（仙台市青葉区本町3-2-2 3 仙台第2合同庁舎 022-225-7095）である。
- (3) 通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、事務局は提出した資料の範囲内での的確な対応ができるよう内容について整理しておくものとする。
- (4) 公正取引委員会への通報等の後に、公正取引委員会より協力要請があった場合は、事務局を窓口として可能な限り協力すること。

#### 2 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、管財課長、課長補佐及び係長等の複数の職員により行うものとする。
- (2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ別紙3を参考とした事情聴取項目を通知したうえ、1者ずつ会議室等に呼び出し、

聞き取りの方法により行うものとする。事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

### 3 誓約書の提出等

- (1) 誓約書を公正取引委員会へ送付することがある旨を事情聴取の対象者に通知したうえ、第4号様式により、事情聴取の対象者から自主的に提出させるものとする。
- (2) 「入札執行後に談合の事実が明らかに認められた場合には、入札を無効とする」旨の注意を促す場合には、入札執行前に別紙2を参考として注意事項を読み上げるものとする。
- (3) 誓約書を提出したにもかかわらず、その後、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項若しくは第2項への違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし、指名停止期間を加重して措置することとする。

### 4 工事費内訳書のチェック

- (1) 工事費内訳書の提示に当たっては、積算担当者等が立会い、第1回目の入札前において、積算担当者等が内訳書の提出を求め、談合の形跡がないかをチェックするものとする。
- (2) 事情聴取、内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と内訳書のチェックを並行して実施することができるものとする。

## 第4 公正入札調査委員会

### 1 趣旨

建設工事等の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、公正入札調査委員会を設置するものである。

### 2 調査審議事項

委員会においては、建設工事等について、談合情報があった場合は、次に掲げる事項を調査、審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報及び警察への情報提供
- (2) 談合情報があった場合の対応の指示
- (3) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応の指示

### 3 委員会の構成及び運営

委員会は、平川市競争入札参加資格審査会の委員をもって構成するものとする。

- (1) 委員長は副市長をもって充てる。
- (2) 副委員長は総務部長をもって充てる。
- (3) 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代行する。
- (4) 委員が不在の場合は、代理の出席を認めることができるものとする。
- (5) 委員長が必要と認めるときは、談合情報があった建設工事等の担当課の部局長、課長、課長補佐、係長その他担当者等を委員会の審議等に参加させることができる。
- (6) 委員長は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合は、委員長は、書類の持回りにより審議することができる。

### 4 事務局

委員会の事務局は総務部管財課管財係に置くものとする。

平成18年 4月 3日施行

平成22年 5月10日一部改正

令和 2年 4月 1日一部改正

第1号様式

# 談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日	年 月 日 ( ) 時 分
工事名等	
入札(予定)日	年 月 日 ( ) 時 分
情報提供者	○報道機関 ○その他 役職・氏名等 連絡先
受信者	
情報手段	電話 書面 面接 報道 その他 ( )
情報内容	
応答の概要	
その他	



第2号様式

平 管 第 号  
年 月 日

公正取引委員会事務総局  
東北事務所長 様  
黒石警察署長 様

青森県平川市長

談合情報に関連する資料の送付について

当市発注の（工事等名称）の入札に係る談合情報に関連する資料を、別途のとおり送付いたします。

記

1. 談合情報報告書（写）
2. 事情聴取書（写）
3. 誓約書（写）
4. 入開札一覧表（写）
5. 入札に関する連絡（写）

担当：〒036-0104

青森県平川市柏木町藤山 25-6

平川市役所総務部管財課管財係

〇〇 □□ △△

TEL 0172-44-1111（内線 ）

FAX 0172-44-8619

## 事 情 聴 取 書

年 月 日

工 事 名 等	
業 者 等 名	
事情聴取を受けた者の職及び氏名	
事情聴取を行った者の職及び氏名	
日 時	
場 所	
質 問 事 項	聴 取 内 容
<p>1. 工事等の入札に先立ち、すでに落札業者等が確定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。</p> <p>2. 本件工事等について、他社の人と何らかの打合せ、又は話し合いをしたことがありますか。</p> <p>3. あつたとすれば、それはどのような内容の打合せ、又は話し合いでしたか。</p> <p>4. その他必要事項</p>	

第4号様式

## 誓約書

年 月 日

平川市長 殿

商号又は名称

代表者氏名 ⑩

担当者氏名 ⑩

今般の（工事等名称）の入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同法の規定を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会へ送付されても異議はありません。

（参考）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

第2章 私的独占又は不当な取引制限

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

## 談合情報の聴取事項

情報提供者	氏名	
	職業	
	連絡先（住所及び電話番号）	
情報の内容	いつ入手したか	
	どこで入手したか	
	誰から入所したか	
	工事等名は	
	落札業者は	
	落札額は	
	情報提供の理由	

情報を受けた日時	年 月 日 時 分頃
情報を受けた者の職及び氏名	

別紙2

## 入札執行に係る注意事項

1. 本件入札について談合があったとの通報がありましたが、平川市財務規則別記第1の入札心得書を遵守し、厳正に入札してください。
2. 入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には、平川市財務規則第163条の規定により入札は無効とします。

別紙3

## 事情聴取項目

1. ( 工 事 等 名 称 ) の入札に先立ち、すでに落札者が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。
2. 本件( 工 事 等 名 称 ) について、他社の人と何らかの打合せ、又は話し合いをしたことがありますか。
3. 話し合いがあったとすれば、どのような内容の打合せ、又は話し合いでしたか。